

東京都二級建築士等名簿閲覧規則

(目的)

第1条 この東京都二級建築士等名簿閲覧規則は、一般社団法人東京建築士会（以下「本会」という。）が建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条の20の規定に定める指定登録機関として行う二級・木造建築士登録事務等のうち、法第6条第2項の規定に基づく二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下「名簿」という。）を一般の閲覧に供する事務に関する事項について、東京都建築士法施行細則（昭和25年12月16日規則第201号、以下「施行細則」という。）第12条の2の規定に基づき、必要事項を定めるものである。

(登録簿閲覧所の設置)

第2条 登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、本会（所在地：東京都中央区日本橋富沢町11番1号 富沢町111ビル5階）に設置する。

(閲覧日及び時間)

第3条 名簿の閲覧日は、次に掲げる日以外の日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月3日までの日（前各号に掲げる日を除く。）
- 四 創立記念日（2月16日とし、その日が第一号又は第二号に該当するときはその翌日）

2 閲覧時間は、午前9時半から午後5時半までとする。

3 本会は、名簿の整理その他のため必要と認める場合は、前項の閲覧日又は閲覧時間を変更することができる。

(閲覧事項)

第4条 閲覧事項は、施行細則第5条に定められた事項とする。

(閲覧申請)

第5条 名簿を閲覧しようとする者は、別記様式による閲覧申請書を本会会長に提出しなければならない。

(名簿の持ち出し禁止)

第6条 閲覧者は、名簿を閲覧所以外に持ち出してはならず、複写機による転写又はカメラ等による撮影をしてはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 本会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者
- 二 名簿等を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(名簿の汚損、損傷及び紛失に対する責任)

第8条 閲覧に際して名簿を汚損し、若しくは損傷した者又は紛失した者は、相当の代価を弁償しなければならない。

(その他)

第9条 その他、閲覧の実施に関し必要な事項は、本会会長が定めることができる。

附 則

この規則は平成20年12月1日から施行する。

この規則は平成30年8月6日から改訂施行する。

この規則は令和4年11月16日から改訂施行する。